

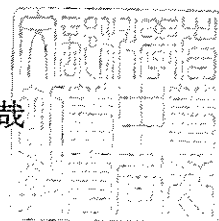


20文科初第49号
平成20年7月25日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各指定都市長
附属学校を置く各国立大学法人学長
殿

文部科学省初等中等教育局長

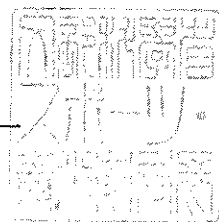
金森越哉



(印影印刷)

文部科学省スポーツ・青少年局長

山中伸一



(印影印刷)

児童生徒が利用する携帯電話等をめぐる問題への取組の徹底について（通知）

児童生徒が、携帯電話のメールやインターネットを利用する機会は、近年急激に増加してきており、それに伴い、インターネット上の学校非公式サイト（いわゆる「学校裏サイト」）等を利用し、特定の児童生徒に対する誹謗中傷が行われるなど、「ネット上のいじめ」という新しい形のいじめの問題が生じています。また、児童生徒がいわゆる出会い系サイト等のインターネット上の有害な情報に携帯電話からアクセスし、犯罪に巻き込まれる事件も相次いでいます。

このような中、今般策定された「教育振興基本計画」（平成20年7月1日閣議決定）においては、今後5年間に取り組むべき施策として、いじめ等に対する取組や青少年を有害環境から守るための取組を推進していくこととされています（別添1）。さらに、このたび取りまとめられた池坊文部科学副大臣主宰の「子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議まとめ【第2次】」（平成20年6月、別添2）においては、携帯電話の利用実態の把握や保護者等への理解促進とともに、学校での携帯電話の取扱いに関するルールを策定することが必要である等が提言されているところです。

特に、学校における携帯電話の取扱いについては、一律に持ち込みを禁止している場合や、条件付きで持ち込みを認めている場合など、多くの学校で地域の実態に応じて指針を策定し、それに基づいて既に指導を行って頂いていると承知しています。しかしながら、一部の学校においては、こうした指針が策定されておらず、学校としての方針が明確になっていない場合も見受けられることから、学校における携帯電話の取扱いに関する方針を明確化し、教職員及び保護者の間で共通理解を図り、児童生徒への指導の充実をより一層図っていくことが必要です。

については、貴職におかれては、これら教育振興基本計画や関連する法令等（別添3）の動向を踏まえつつ、下記1～5のそれぞれの事項に十分ご留意の上、関係部署、関係機関と連携しつつ、携帯電話の利用の実態の把握、学校における携帯電話の取扱いに関する方針の明確化、情報モラル教育の充実及び携帯電話等を通じた有害情報に関する啓発活動等について、各地域の実情に応じて更なる取組の充実を図るようお願いします。

なお、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、この趣旨について周知徹底を図るとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

記

1 携帯電話等の利用の実態の把握について

児童生徒の携帯電話の利用をめぐることは、過度に携帯電話に依存している状況や携帯電話を通じたいじめ・犯罪・被害に巻き込まれたりする問題が指摘されている一方、いまだ保護者をはじめとする関係者の認識が十分ではないことも課題として指摘されている。このため、各教育委員会等においては、個人情報取り扱いに留意しつつ、インターネットやメールの利用を中心に携帯電話の利用の実態を把握し、その結果を踏まえて、教職員や保護者等が適切に対応することが必要である。このため、各地域の実情を踏まえつつ、日頃より児童生徒の携帯電話等の利用の実態の把握に努めること。

2 学校における携帯電話の取扱いに関する方針の明確化について

- (1) 各学校及び教育委員会においては、学校における携帯電話の取扱いに関して、以下の指針例を参考とし、児童生徒の発達段階を踏まえつつ、各学校や地域の

実態に応じて方針を明確化し、指針を作成するなどして、児童生徒及び保護者に周知するとともに、児童生徒への指導を徹底すること。

【指針例】

- ① 発達段階を考慮し、小中学校においては、学校への児童生徒の携帯電話の持ち込みについては、原則禁止とすること。
 - ② 児童生徒の通学時における安全等の観点等特別やむを得ない事情から、携帯電話の学校への持ち込みが必要と判断される場合は、学校長の判断により、例えば居場所確認や通話機能に限定した携帯電話の持ち込みを可能とすること。
 - ③ 学校への持ち込みを認める場合には、校内での使用を禁止したり、登校後に学校で一時的に預かり、下校時に返却したりするなど、学校での教育活動に支障がないように配慮すること。
- (2) 指針の作成及び実施にあたっては、あらかじめ保護者等への周知を行うなど、学校の取組に対する理解を得て、協力体制を構築することが望ましいこと。

3 「ネット上のいじめ」等に関する取組の徹底について

「ネット上のいじめ」を含むいじめ等に対する取組については、教育振興基本計画において、「未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組や関係機関等と連携した取組、いじめられている児童生徒の立場に立った取組を促進する」としており、各学校及び教育委員会においても、「いじめの問題への取組の徹底について」（平成18年10月19日付け18文科初第711号初等中等教育局長通知）を踏まえ、更なる取組の徹底を進めていくこと。

なお、各学校等において、「ネット上のいじめ」問題への取組を進めるに当たっては、「子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議まとめ【第2次】」における提言を受け、国が、今後作成・配布することを予定している「対応マニュアル（例）」や「事例集」の活用なども考えられること。

4 学校における情報モラル教育の取組について

情報化の影の部分への対応として、他人への影響を考慮して行動することや有害情報への対応などの情報モラル教育をしっかりと教えることが重要であり、次の点に留意して取り組むこと。

- (1) 情報モラル教育については、学校全体で取り組むとともに、家庭との連携を図りつつ、指導を行うことが必要であること。
- (2) 新学習指導要領の実施も踏まえ、各教科等の指導の中で、小学校低学年から

発達段階に応じて情報モラルを取り扱うことが必要であること。

- (3) 学校における情報モラルの指導に当たっては、文部科学省で作成した指導モデルカリキュラムや指導事例を紹介する教員向けWebサイト等を活用することや、子ども向けリーフレット（「ちょっと待って、ケータイ」）等を教材として利用することが有効であること。また、「ネット上のいじめ」や学校裏サイト等の実態等、児童生徒の携帯電話等の利用に関する最新の情報を入手して指導することが重要であること。

5 有害情報に関する啓発活動の推進について

特に携帯電話等を介して、児童生徒がインターネット上の有害情報に容易に接し、被害に遭いやすい状況にある（別添4）。このような中、平成20年6月18日に公布された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」においては、国及び地方公共団体は、家庭における青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用の普及を図るため必要な施策を講じること（第14条）、インターネットの適切な利用に関する広報啓発等を行うこと（第15条）とされている。また、「子どもの携帯電話等におけるフィルタリングの普及促進に向けた啓発活動について」（平成20年3月21日付け19文科ス第599号スポーツ・青少年局長等通知）においては、

- ・ 子どもが出会い系サイト等に携帯電話等を通じてアクセスし、トラブルや犯罪にあう被害が依然として多発していること
- ・ 犯罪と無関係と思われるウェブサイトでも、掲示板などのコミュニケーション機能がある場合、お互いの連絡先等を交換して、出会い系サイトのように利用され、子どもが犯罪に巻き込まれる可能性があり、また、実際に犯罪被害も生じていること
- ・ 子どもを犯罪被害から守るためには携帯電話等にフィルタリングを利用することが有効であること
- ・ 携帯電話等で利用できるフィルタリングにはホワイトリスト方式とブラックリスト方式があり、子どもの年齢や利用実態を踏まえ適切なフィルタリングを選択する必要があること

等について理解し得るようきめ細かな内容を伝えることに留意し、学校関係者や保護者をはじめ住民に対する啓発活動に取り組んでいただくよう依頼したところである。

今後は、これらの内容を踏まえ、保護者をはじめとする関係者に対し、入学式時の保護者説明会など効果的な説明の機会を捉えて携帯電話等を通じた有害情報

の危険性や対応策についての啓発活動を行い、児童生徒が使用する携帯電話等においてフィルタリングが利用されるよう努めること。

その際、保護者や地域住民に対して、上記1. の調査結果についても併せて周知したり、「e-ネットキャラバン（e-ネット安心講座通信業界キャラバン）」（平成19年11月7日付け19生参情第18号生涯学習政策局参事官等通知）や「インターネット安全教室」（経済産業省が警察庁、NPO等と連携して実施）、「非行防止教室、サイバーセキュリティカレッジ」（都道府県警察が実施）等を活用したりするなど効率的・効果的な取組を推進すること。

教育振興基本計画（抄）（平成20年7月1日 閣議決定）

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

(3) 基本的方向ごとの施策

基本的方向1 社会全体で教育の向上に取り組む

① 学校・家庭・地域の連携・協力を強化し、社会全体の教育力を向上させる

【施策】

◇青少年を有害環境から守るための取組の推進

インターネットや携帯電話、出版物等の各種メディア上の有害情報が深刻な問題となっていることを踏まえ、関係府省が連携して社会の有害環境から子どもたちを守るための取組の体制を整備し、出会い系サイト事業者に対する規制や、出会い系サイト等の広告・宣伝として送信される迷惑メールに関する規制を強化するための法整備を進めるとともに、インターネット上の有害情報対策について検討を行う。あわせて、フィルタリング(有害サイトアクセス制限)の理解増進に関して、事業者等と連携して取り組むとともに、保護者をはじめとする関係者の意識向上に向けた啓発活動を実施し、保護者のフィルタリングの認知率を大幅に向上させ、子どもが使用する携帯電話等において、原則としてフィルタリングが利用されることを目指す。また、各種メディアへの過度な依存による弊害について啓発するとともに、子どもたちが有害情報等に巻き込まれないよう、地域、学校、家庭における情報モラル教育を推進する。

基本的方向2 個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる

② 規範意識を養い、豊かな心と健やかな体をつくる

【施策】

◇いじめ、暴力行為、不登校、少年非行、自殺等に対する取組の推進

いじめ、暴力行為、不登校、少年非行、自殺等への対応の推進を図るため、問題行動を起こす児童生徒への毅然とした指導を促すとともに、未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組や関係機関等と連携した取組、いじめられている児童生徒の立場に立った取組を促進する。その際には、非行防止教室の開催、スクールサポーターやサポートチーム、外部の専門家等からなる「学校問題解決支援チーム」などを有効活用する。また、教育相談を必要とするすべての小・中学生が適切な教育相談等を受けることができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用など教育相談体制の整備を支援するとともに、自殺防止に向けた取組を支援する。

(4) 特に重点的に取り組むべき事項

(3)で述べた今後5年間に取り組むべき施策の中でも、とりわけ以下の事項については、特に重点的な取組を推進する。

◎豊かな心と健やかな体の育成

○いじめ、暴力行為、不登校、少年非行、自殺等に対する取組の推進

いじめ、暴力行為、不登校、少年非行、自殺等への対応の推進を図るため、外部の専門家等からなる「学校問題解決支援チーム」や、「非行防止教室」等を有効活用し、関係機関等と連携した取組を促進する。

教育相談等を必要とするすべての小・中学生が、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による相談等を受けられるよう促す。

**『ネット上のいじめ』から子どもたちを守るために
—見直そう！ケータイ・ネットの利用のあり方を—**

平成20年6月

子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議まとめ【第2次】

子どもたちが、携帯電話のメールやインターネットを利用する機会は、近年急激に増加してきており、子どもたちの生活スタイルや人間関係づくりの面で多大な影響を与えています。

こうした中で、インターネット上の非公式サイト（いわゆる「学校裏サイト」）を利用し、特定の子どもに対する誹謗・中傷が集中的に行われたり、他人になりすまして携帯電話のメールを利用し特定の子どもに対する誹謗・中傷を不特定多数の携帯電話に送りつけたりするなど、『ネット上のいじめ』という「新しい形のいじめ問題」が深刻化してきています。

昨年9月に再開した、池坊文部科学副大臣主宰の「子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議」では、こうした『ネット上のいじめ』問題について集中的に議論を重ね、昨年12月に、直ちに取り組むべき喫緊の課題を取りまとめ、保護者を中心として『ネット上のいじめ』問題に対する4つの呼びかけを行い、本年2月には本内容をわかりやすく解説したリーフレットを、全国の学校・PTAなどに対し配布したところです。

その後、さらに議論を重ね、このたび、有識者会議としてこれまでに検討してきた内容に関する取りまとめを以下のように行いましたので、ここに、報告いたします。

1 『ネット上のいじめ』とは

『ネット上のいじめ』に関しては、

- ①不特定多数の者から、特定の子どもに対する誹謗・中傷が絶え間なく集中的に行われ、また、誰により書き込まれたかを特定することが困難な場合が多いことから、被害が短時間で極めて深刻なものとなること
 - ②ネットが持つ匿名性から安易に書き込みが行われている結果、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなってしまうこと
 - ③子どもたちが利用する学校非公式サイト（いわゆる「学校裏サイト」）を用いて、情報の収集や加工が容易にできることから、子どもたちの個人情報や画像がネット上に流出し、それらが悪用されていること
 - ④保護者や教師など身近な大人が、子どもたちの携帯電話やインターネットの利用の実態を十分に把握しておらず、また、保護者や教師により『ネット上のいじめ』を発見することが難しいため、その実態を把握し効果的な対策を講じることが困難であること
- などの点が主に指摘されています。

『ネット上のいじめ』の具体例

- パソコンや携帯電話から、ネット上の掲示板・ブログ・プロフ等に特定の子どもに関する誹謗・中傷を書き込む。
【例】いわゆる学校裏サイト上に、「〇〇さん(実名)を無視しよう」とか、「〇〇さん(実名)の顔がキモイ」などという書き込みをされた。
- ネット上の掲示板・ブログ・プロフ等に、実名入りや個人が特定できる表現を用いて、特定の子どもの個人情報を無断で掲載する。
【例】他人にホームページを無断で作成され、顔写真を勝手に載せられた上、容姿や性格等を誹謗・中傷する書き込み(キモイ、ウザイ、死ぬ等)をされたため、クラス全体から無視された。
- 特定の子どもの悪口や誹謗中傷を不特定多数の携帯電話等にメールで送信する。(チェーンメール)
【例】「〇〇さん(実名)は、いじめを繰り返し行っている。私は決して許すことができない。」という全く事実無根の内容のメールを複数の人物に対して送るよう促すメールが、同一学校の複数の生徒に送信された。

- 特定の子どもになりすましてネット上で活動し、その子どもの社会的信用を落とす行為などを行う。

(なりすましメール)

【例】「〇〇さん(実名)」になりすまして、無断でプロフィールが作成され、「暇だから電話して」とか、「彼氏募集中」などといった書き込みをされたうえ、メールアドレスや携帯電話番号を勝手に記載された。

【参考】

①「平成18年度生徒指導上の諸問題に関する調査」

- 「パソコンや携帯電話等で、誹謗・中傷や嫌なことをされる」

小 学 校	： 466 件	(0.8 %)
中 学 校	： 2,691 件	(5.2 %)
高 等 学 校	： 1,699 件	(13.8 %)
特別支援学校	： 27 件	(7.0 %)
合 計	： 4,883 件	(3.9 %)

(カッコ内は、認知件数全体に対する割合)

②「青少年が利用する学校非公式サイト等に関する調査

(平成20年1～3月)

- (ア) 青少年が利用する学校非公式サイト of ウェブサイト数に関する調査

- サイト・スレッド数：38,260 件
- スレッド型学校非公式サイト：33,527 件 (87.6%)
(「2ちゃんねる」など巨大掲示板にスレッドとして掲載されているもの)

- (イ) サイト・スレッドの書き込み内容

(対象：群馬・兵庫・静岡県 (約 2000 件))

- 「キモイ」「うざい」等の誹謗・中傷の 32 語が含まれる：50%
- 「性器の俗称」などわいせつな 12 語が含まれる：37%
- 「死ぬ」「消える」「殺す」等暴力を誘発する 20 語が含まれる：27%

③その他：兵庫県、埼玉県、京都市、横浜市等においても独自に調査を実施

【例】兵庫県

- 実施時期：平成 19 年 6～7 月
- 対 象：公立の小学校 (4・6 年)・中学校 (1・3 年)・高等学校 (1・3 年)
・その保護者の一部
- 質問内容：「メールやブログ等を使った悪口やいやがらせを受けた経験」
「嫌がらせ等を受けた経験がある子ども」：総数 5% (高校 3 年：11%)
「嫌がらせ等を受けたことを誰にも相談しなかった子ども」：総数 27%
「子どもが嫌がらせ等を受けたことを知っている保護者」：総数 2%

2 『ネット上のいじめ』に関する4つの提案

- (1) ケータイ・ネットに関する正しい知識をもち、利用の実態に目を向けよう! 【理解促進・実態把握】
- (2) 「情報モラル」についてしっかりと教え、子どもたちにネットのリスク回避能力を身につけさせるとともに、ルールを確実に守らせよう! 【情報モラル教育の充実とルールの徹底】
- (3) 普段からチェックをしっかりと行うとともに、発見した場合には迅速かつ適切な対応を! 【未然防止・早期発見・早期対応】
- (4) いじめられた子どもを守り通そう! 【いじめられた子ども等へのケア】

3 具体的な対応

(1) ケータイ・ネットに関する正しい知識をもち、利用の実態に目を向けよう！

【理解促進・実態把握】

- ① 携帯電話やインターネットが有しているメディア特性等に関して、保護者・教師がしっかりと学び、理解を深めること。
- ② 子どもたちの携帯電話やインターネットの利用の実態を十分に把握すること。

【家庭・学校】

- 保護者や教師自身が、携帯電話やインターネットが有しているメディアとしての特性や各端末の機能・性能に関する基本的な知識を習得し、理解を深めていくことが必要です。
また、保護者や学校は、子どもたちが携帯電話やインターネットをどのように利用しているのかといった、その利用実態について関心を持ち、日頃からその把握に努めることが重要です。

【行政】

- 国や教育委員会は、子どもたちの携帯電話やインターネットの利用実態及びそのことによって生じたいじめ等の認知件数に関する調査の実施や結果の分析を行い、学校や保護者に対してその内容を広く情報提供していくことが必要です。
また、教師や保護者向けの研修・説明会や資料配付などを通じて、携帯電話やインターネットに関する基本的知識の習得や理解の促進に努める必要があります。

【関連企業】

- 各携帯電話事業者等の関連企業においても、事業の実施に伴う社会的責任を認識した上で、子どもたちの携帯電話やインターネットの利用実態に目を向け、子どもたちを『ネット上のいじめ』から守るために適切な措置をより一層講じていくことが期待されます。

(2)「情報モラル」についてしっかりと教え、子どもたちにネットのリスク回避能力を身につけさせるとともに、ルールを確実に守らせよう！ **【情報モラル教育の充実とルールの徹底】**

- ①子どもたちに対して「情報モラル」に関する教育（※）を家庭・学校ともにしっかりと行っていくこと。
- ②家庭においては、ネット上のトラブルの実態等について子どもと話し合い、必要がない場合は携帯電話を持たせないようにし、利用する場合にもフィルタリングを必ず設定すること。学校においては、学校での携帯電話の取扱いに関するルールを必ず策定し、それを徹底すること。

※「情報モラル」に関する教育

ネットワーク上のルールやマナー、危険回避、個人情報・プライバシー、人権侵害、著作権への対応などに関する教育。

【家庭】

- 家庭では、まず、携帯電話の必要性・危険性について子どもとしっかりと話し合い、必要がない限り持たせることがないようにすることが重要です。

持たせる場合には、携帯電話やネットの利用に関する家庭内でのルールをつくり、それを徹底することが必要です。特に、フィルタリングについては、その必要性を理解・認識し、子どもが利用する携帯電話等について必ず設定していくことが大切です。

【学校】

- 学校では、小学校の低学年段階から、情報モラルを確実に身に付けさせるため、本年3月に告示された新しい学習指導要領を踏まえつつ、各教科等を通じて、子どもの発達段階に応じた「情報モラル」に関する指導のより一層の充実を図ることが必要です。

その際に、今回の学習指導要領の改訂においては、「生きる力」という理念の共有がポイントとされ、各教科等を貫く重要な改善の視点として、コミュニケーションや感性・情緒、知的活動の基盤である「言語活動の充実」があげられていることから、「情報モラル」に関する指導においても、子どもたちが他者や社会とかかわる上で必要な力である「言語に関する能力の育成」の観点を踏まえ指導を実践していくことが重要です。

なお、実際にこれらの指導を行うに当たっては、国で作成している教員向けの指導モデルカリキュラムや指導事例を紹介する教員向けWebサイト等を活用することが有効です。

また、子どもの携帯電話の利用やその影響にも目を向けて、外部人材の協力も得ながら、適切に指導していくことも必要です。

- 携帯電話については、まず、家庭でしっかりと話し合い、必要がない限り持たせることがないようにすることが重要ですが、学校への携帯電話の持ち込みに関しては、これまで、

- ①一律に持ち込みを禁止している場合
- ②条件付きで持ち込みを可としている場合
- ③特に指導を行っていない場合

など、各学校等の判断によって様々な対応がなされてきていますが、今後は、子どもたちの携帯電話の利用をめぐる事態の深刻化を考慮し、学校での携帯電話の取扱いに関するルールを必ず策定し、それを徹底していくことが必要です。

その際に、携帯電話は、児童生徒の通学時における安全等の観点から、有効な場合もありますが、一般的に学校教育活動において、必ずしも必要なものとは言えないと考えられることから、特に、小・中学校においては、真に必要な場合を除き、学校へは持ち込まないように指導していくことも検討すべきです。

- 学校としても、家庭に対し、情報モラルについて家庭内でしっかりと話し合うことを呼びかけるとともに、有害情報に関する意識の向上を図り、フィルタリングの普及を働きかけていくことが重要です。

【行政】

- 国や教育委員会は、「情報モラルを身につける」ことなどが明記された新しい学習指導要領が学校現場において円滑かつ確実に実施されるように努め、「情報モラル」に関する指導方法の改善・充実がより一層図られるようにすることが必要です。

その際に、今回の学習指導要領の改訂においては、「生きる力」という理念の共有がポイントとされ、各教科等を貫く重要な改善の視点として、コミュニケーションや感性・情緒、知的活動の基盤である「言語活動の充実」があげられていることから、「情報モラル」に関する指導においても、子どもたちが他者や社会とかわる上で必要な力である「言語に関する能力の育成」の観点を踏まえた指導が実践されるように対応していくことが重要です。

- 学校への携帯電話の持ち込みについては、学校での携帯電話の取扱いに関するルールを必ず策定し、それを徹底していくことについて、今後、各学校の取組を促していくことが必要です。

その際に、携帯電話は、児童生徒の通学時における安全等の観点から、有効な場合もあるものの、一般的に学校教育活動において、必ずしも必要なものとは言えないと考えられることから、特に、小・中学校においては、真に必要な場合を除き、学校へは持ち込まないようにすることなどについても各学校の取組を促していくことが考えられます。

- 家庭に対しても、情報モラルについて家庭内でしっかりと話し合うことを呼びかけるとともに、有害情報に関する意識の向上を図り、フィルタリングの普及を引き続き働きかけていくことが必要です。

【関連企業】

- 各携帯電話事業者等の関連企業においても、昨年12月の総務大臣からの要請の趣旨を踏まえ、今後、子どもたちが利用する携帯電話に関してフィルタリングの設定が確実になされるように協力していくことが期待されています。

(3) 日頃からチェックをしっかりと行うとともに、発見した場合には迅速かつ適切な対応を！

【未然防止・早期発見・早期対応】

- ① 定期的にネット上の掲示板を閲覧するなどして、未然防止や問題兆候の把握に努めること。
- ② 『ネット上のいじめ』を発見した場合には、被害児童生徒へのケアとともに、サイト管理者やプロバイダ等への書き込みの削除要請などの面で、迅速かつ適切な対応を図ること。

【学校】

- 学校では、日頃から『ネット上のいじめ』に関して子どもが発する危険信号を把握するように努めるとともに、その未然防止・早期発見の観点から、保護者や地域人材等の協力も得ながら、インターネット上の学校非公式サイト（いわゆる「学校裏サイト」）やプロフ等の定期的な巡回・閲覧活動を実施していくことが重要です。

また、国や教育委員会が作成する「対応マニュアル（例）（※）」を活用するなどして、誹謗・中傷等が発見した場合や子ども・保護者等から相談があった場合の学校としての対応について、学校全体での共通理解を日頃から確保していくことが大切です。

万が一、誹謗・中傷等が発見した場合には、当該「対応マニュアル」を踏まえ、学校として迅速かつ適切に対応することが必要です。

※ 「対応マニュアル（例）」

被害・加害児童生徒への対応、保護者への対応、サイト管理者やプロバイダへの削除要請の方法、警察等関係機関との連携の方法などをその内容とするもの。

【家庭】

- 家庭では、子どもの携帯電話やネットの使用方法等の面で従前に比して変化が見られる場合など、『ネット上のいじめ』に関して子どもが発する危険信号に十分留意する必要があります。

また、その未然防止・早期発見の観点から、学校や専門性を有する地域人材などと連携しつつ、ネット上の巡回・閲覧活動に協力していくことも考えられます。

万が一、子どもから相談を受けた場合には、子どもに対するケアやサイト管理者・プロバイダへの削除要請などの面で、学校と連携して対応する必要があります。

【行政】

- 国や教育委員会は、ネット上の誹謗・中傷の書き込み等が発見する方法等についての実践的な研修等を実施したり、ネット上のパトロールを行う人材の養成・研修の実施機関への支援を行うことが必要です。

また、ネット上の誹謗・中傷等が発見した場合や子ども・保護者等から相談があった場合の学校としての「対応マニュアル（例）」を作成・

配布するとともに、当該マニュアルを使用しての実践的な研修等を実施すること、(ネットの専門家等を含む)学校問題解決支援チームの派遣やそのことへの支援を行っていくことなどが必要です。

さらに、「ネット上のいじめ問題」に関する各学校や地域における効果的な取組について事例集を作成・配布することにより、対策の一層の充実に資することが必要です。

【関連企業】

- 関連企業においては、プロバイダ等の立場として、悪質な書き込み等に関するチェック体制を整備し日常的な巡回活動を充実させること、学校等から削除要請があった場合に迅速に対応すること、また、ネット上のパトロールを行う人材を養成していく上での専門家の派遣に関して協力することなどの面で期待されています。

なお、学校等から削除要請があった場合の迅速な対応は不可欠であります。実際に削除されるまでの間に一定の時間が経過し、その間に被害が極めて深刻になることも懸念されることから、削除要請があった場合の暫定的な措置などについても、今後検討していくことが期待されます。

(4) いじめられた子どもを守り通そう！

【いじめられた子ども等へのケア】

- ① 家庭とも連携して、いじめを受けた子どもへのきめ細かなケアを学校全体として行い、最後までしっかりと守り通すこと。
- ② 誹謗・中傷の書き込みを行った子ども等への指導も適切に行うこと。

【学校】

- 学校では、誹謗・中傷を発見した場合等には、「対応マニュアル」を参考に、被害児童生徒や保護者に対して迅速かつ適切に対応するとともに、日頃から校内の相談体制を整備しておくことが重要です。
また、『ネット上のいじめ』の特徴として、加害児童生徒が簡単に被害児童生徒になってしまうことがあることから、加害児童生徒に対しても同様に迅速かつ適切な対応が求められます。

【家庭】

- 家庭では、学校と連携して、子どもへのきめ細やかなケアを行っていく必要があります。

【行政】

- 国や教育委員会は、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の配置、「24時間いじめ相談ダイヤル」の活用、学校問題解決支援チームの派遣など、教育相談体制の整備及びそのことへの支援を行うことが必要です。

4 終わりに

今後、『ネット上のいじめ』問題に関して有効な対策を講じていく上で、とりわけ重要なことは、既に指摘したように、各携帯電話事業者等において事業の実施に伴う社会的責任を認識し、適切な措置を講じていくようにすることとともに、保護者や教師など身近な大人が、そして社会全体が、子どもたちの携帯電話やインターネットの利用の実態を十分に認識した上で、情報モラルについて子どもたちにしっかりと教え、『ネット上のいじめ』の未然防止・早期発見・早期対応等に努めることとなります。

今こそ、社会全体で、次代を担う子どもたちを『ネット上のいじめ』から守り育てていくために、子どもたちのケータイ・ネットの利用実態を直視し、より望ましい利用のあり方へと、我々一人一人の意識を高め、具体的な行動へと移すべき時であり、是非、関係者の方々の御理解と御協力をお願い申し上げます。

①「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(平成20年法律第79号、平成20年6月18日公布)について

国及び地方公共団体は、青少年が安全に安心してインターネットを利用することができるための施策を策定し、及び実施する責務を有すること、インターネットの適切な利用に関する教育の推進や家庭における青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用の普及、インターネットの適切な利用に関する啓発広報等のために必要な施策を講じること等が規定されている。

なお、同法は公布から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行される。

②「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部を改正する法律」(平成20年法律第52号、平成20年6月6日公布)について

インターネット異性紹介事業(いわゆる出会い系サイト)の利用に起因する児童買春その他の犯罪が多発していることにかんがみ、現行法を改正し、児童によるインターネット異性紹介事業の利用を防止するため、保護者はインターネット異性紹介事業を利用するための電気通信の自動利用制限を行う機能(フィルタリング機能)を有するソフトウェアを利用する等に努めなければならないことが規定された。

なお、当該規定は、平成20年9月6日から施行される。

「バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守る研究会」最終報告書
(平成 18 年 12 月) (<http://www.npa.go.jp/safetylife/syonen29/Virtual.htm>)
(抜粋)

第2 携帯電話について

2 携帯電話が子どもにもたらす弊害

(1) 子どもが違法・有害情報にさらされていること

＜違法・有害情報を掲載したサイトの具体例＞

- ・女性を監禁・緊縛し、屈辱的な性行為を強いる状況や、子どもに性行為を強いる状況等のサンプル動画を配信し、アダルト DVD 等の購入者を募るサイト
- ・ひったくり、架空請求等の違法行為の共犯者を募る書き込みが繰り返されるサイト
- ・実際に人間の首が切断されるシーンの動画等の残虐な映像や、多数の人を殺した者の人生と殺人の手口を紹介したサイト
- ・知人の自殺を美化したり、「自分は自殺したいけれども、仲間はいませんか」と自殺仲間を募る、自殺志願者用のサイト
- ・家出中の宿泊地、生活費の確保等のノウハウ、家出少女の受入体験談、女の子に家出を誘う書き込み等が繰り返される掲示板を掲載するサイト

＜出会い系サイト等を通じた成人男性との接触による弊害例＞

- ・15歳の女子は、遊ぶ金が欲しかったことや、売春客とトラブルが発生してもバックがいるので安心だと思ったことから援助交際を敢行しているグループに参加した。同グループでは大学生の男が出会い系サイトに援助交際を誘引する書き込みを掲示する方法で多数の売春客を募るとともに、各人の分け前を増やそうとしたため、同女は1ヶ月の間に約80人の者との売春を強いられた。
- ・15歳の女子は、小遣い稼ぎのため、モデル求人サイト中の「ビデオや写真を撮らせてお金を稼いでみませんか」との書き込みにメールを送り、3時間3万円で性行為の撮影を許してしまった。ビデオは個人で楽しむだけとのことであったが、買春被疑者はアダルトビデオの制作販売業者であり、わいせつ画像のマスターテープは1本50万円で売買されていた。
- ・15歳の女子は、携帯電話のサイトに「東京で一人暮らしを考えている子、興味があったら返事くれ。住むところは大丈夫」との書き込みを発見し、仕事をしながら一人暮らしができると思い、上京した。同女はロリコン専門デリヘルで稼動することとなり、約1ヶ月の間に約150人との売春を強いられた。

【参考】警察庁出会い系サイトにかかる犯罪予防ホームページより

(<http://www.npa.go.jp/cyber/index.html>)

平成 19 年中のいわゆる出会い系サイトに関係した事件として警察庁に報告のあった件数は1,753件であり、前年(1,915件)と比べて162件(8.5%)減少しましたが、出会い系サイトを利用して犯罪被害にあった児童は1,100人であり、依然として高い水準で推移しています。(※ここにおける「児童」とは、18歳未満の者をいう。)